

選考用所得計算書

(源泉徴収票の写しまたは所得証明書と一緒に提出してください。)

内を記入してください。

専攻系名		申請者氏名	
------	----------------------	-------	----------------------

同一世帯員（同一家計を営む世帯）所得表

氏 名	続 柄	年 齢	職 業	住 所	年間所得金額(円)	控除額(円)	控除の理由
合 計					A	B	

A - B	
-------	----------------------

下の例を参考にして記入してください。なお、控除額の欄は、次頁の控除額表により該当する控除額を記入してください。

選考用所得計算書

内を記入してください。

専攻系名	電気・電子システム系
------	------------

申請者氏名	大分三郎
-------	------

②

世帯員氏名	続柄	年齢	職 業	住 所	年間所得金額(円)	控除額 (円)	控除の理由
大分 一郎	父	50	会社員	大分市丹野秋1990	4,300,000		
花子	母	48	な し	〃	0		
二郎	兄	20	会社員	〃	1,800,000		
良子	妹	17	高校生	〃		330,000	私立○高校
四郎	弟	14	中学生	〃		170,000	市立○○中学
				合 計	A 6,100,000	B 500,000	⑥

①

⑤

A-1

5,600,000

⑦

- ① 世帯員氏名の欄には本人を除く同一世帯（同一家計を営む世帯）に属する者の氏名を記入してください。また、年齢及び職業の欄は、令和7年4月現在のもの（予定を含む）を記入してください。
- ② 年間所得金額の欄には、所得のある全世帯員について最新の年次の所得額（給与所得者の場合は、源泉徴収票等という「給与所得控除後の金額」等）を記入してください。なお、給与所得以外の所得がある場合、給与所得と同一年次の証明書の発行を受けることができない場合がありますが、その場合はその前年の証明書による収入額を記入してください。
- ③ 控除額の欄には、**控除額一覧表**（4 ページ）を参照して、控除額を記入してください。
控除について該当する理由が2つ以上ある場合にはそれぞれの控除額の合計額を記入し、控除の理由欄にそれぞれの番号を記入してください。また、就学者がいる場合は令和7年4月現在の学校名（予定を含む）を国・公立か私立かわかるように記入してください。
- ④ 世帯員（幼児、就学者を除く）のうち所得が無い者については0と記入した上で、市町村の発行する所得証明書又は民生委員が発行した無収入の証明書を添付してください。
- ⑤ A の欄には年間所得金額欄の合計金額（円）を記入してください。
記入例では、 $4,300,000 + 1,800,000 = 6,100,000$ となりますから6,100,000と記入します。
- ⑥ B の欄には控除額欄の合計金額（円）を記入してください。
記入例では、 $330,000 + 170,000 = 500,000$ となりますから500,000と記入します。
- ⑦ この欄にはA欄の金額－B欄の金額を記入してください。
上記の例では、 $6,100,000 - 500,000 = 5,600,000$ となりますから5,600,000と記入します。

控除額一覧表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額	
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯であること		490,000円
	(2) 就学者のいる世帯であること	小学校児童1人につき	90,000円
		中学校生徒1人につき	170,000円
		国・公立高等学校生徒1人につき	(自宅通学) 190,000円 (自宅外通学) 410,000円
		私立高等学校生徒1人につき	(自宅通学) 330,000円 (自宅外通学) 540,000円
		国・公立高等専門学校1～3年次学生1人につき	(自宅通学) 280,000円 (自宅外通学) 500,000円
		国・公立高等専門学校4～5年次学生1人につき	(自宅通学) 400,000円 (自宅外通学) 620,000円
		私立高等専門学校1～3年次学生1人につき	(自宅通学) 540,000円 (自宅外通学) 760,000円
		私立高等専門学校4～5年次学生1人につき	(自宅通学) 660,000円 (自宅外通学) 880,000円
		国・公立専修学校高等課程学生1人につき	(自宅通学) 70,000円 (自宅外通学) 180,000円
		国・公立専修学校専門課程学生1人につき	(自宅通学) 250,000円 (自宅外通学) 710,000円
		私立専修学校高等課程学生1人につき	(自宅通学) 290,000円 (自宅外通学) 390,000円
		私立専修学校専門課程学生1人につき	(自宅通学) 790,000円 (自宅外通学) 1,230,000円
		普通課程の普通職業訓練生	(自宅通校) 360,000円 (自宅外通校) 550,000円
		高度職業訓練生1人につき	(自宅通校) 500,000円 (自宅外通校) 930,000円
		指導員養成訓練を受ける者1人につき	(自宅通校) 560,000円 (自宅外通校) 990,000円
		国・公立大学生1人につき (大学院生・短大生含む)	(自宅通学) 670,000円 (自宅外通学) 1,160,000円
		私立大学生1人につき (大学院生・短大生含む)	(自宅通学) 1,110,000円 (自宅外通学) 1,590,000円
	(3) 障害者のいる世帯であること	障害者1人につき	990,000円
	(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。ただし、年間金額を限度とする。	
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、710,000円を限度とする。	
	(6) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗など)に被害があって、将来長期にわたって支出増または収入減となると認められる年間金額。	

- 備考 1 上記『②就学者のいる世帯であること』による控除は、就学者の中に申請者本人分は含めません。
- 2 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯の場合は、市町村長又は警察署長の証明書を添付のこと。